

(様式 1)

令和 8 年 2 月 18 日
契約執行機関 入札用度課
(要求機関名 出納局)

発注の見通し及び契約過程公表調書

契 約 名	作業服 計 13 品目 (単価契約)
発注の見通し ※予定数量又は 役務の概要	別紙のとおり
納入時期又は 契約の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
契約相手方の 決定方法及び 選定基準	<p>決定方法</p> <ul style="list-style-type: none">・予定価格の範囲内で最低の価格で契約の申込があった者を契約相手方として決定する。 <p>選定基準</p> <ul style="list-style-type: none">・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する施設であること。・物品等調達に係る障がい者就労施設等登録等要綱に基づき登録されている施設で登録物品が作業服であること。
申請方法及び 問い合わせ先	<p>申請方法：見積書の提出（参考様式の見積書をご利用ください）</p> <p>(1) 提出期限 令和 8 年 3 月 9 日（月）午後 5 時</p> <p>(2) 提出先 住所 〒 960-8670 福島市杉妻町 2-16 所属 福島県入札用度課</p> <p>(3) 提出方法 見積書を持参、郵送または FAX にてお送りください。</p> <p>問い合わせ先 電話 024-521-7413 FAX 024-521-7962</p>
備 考	入札用度課で本書及び仕様書等を交付しています。 県政情報センターでも閲覧できます。

令和8年度作業服購入予定数量

コード	品名	規格	単位	予定数量
1	作業服 上衣(夏)	別紙「仕様書(エコ夏作業服)」のとおり	着	1,098
2	作業服 上衣(夏)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	着	31
3	作業服 下衣(夏)	別紙「仕様書(エコ夏作業服)」のとおり	本	847
4	作業服 下衣(夏)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	本	79
5	作業服 女子下衣(夏)	別紙「仕様書(エコ夏作業服)」のとおり	本	108
6	作業服 女子下衣(夏)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	本	8
7	作業服 上衣(冬)	別紙「仕様書(エコ冬作業服)」のとおり	着	1,001
8	作業服 上衣(冬)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	着	29
9	作業服 下衣(冬)	別紙「仕様書(エコ冬作業服)」のとおり	本	795
10	作業服 下衣(冬)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	本	79
11	作業服 女子下衣(冬)	別紙「仕様書(エコ冬作業服)」のとおり	本	112
12	作業服 女子下衣(冬)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	本	7
13	作業帽子	別紙「仕様書(エコ冬作業服)」及び「仕様書(エコ夏作業服)」のとおり ※夏冬共通仕様	個	568

見積合わせのご案内（単価契約）

下記の件について、見積合わせを実施しますので、期限までにご提出ください。

記

- 1 提出期限 令和8年3月9日（月）午後5時必着
(持参、郵送又はFAXにより提出ください。)
- 2 場所 福島県出納局入札用度課（県庁西庁舎3階）
- 3 内容
- (1) 品名 作業服 計13品目
- (2) 予定数量 別紙のとおり
※予定数量を超えて購入する場合、又は予定数量に満たない場合であっても、当該契約期間中は同一単価をもって処理するものとする。
- (3) 規格等 別紙仕様書のとおり
- 4 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 納入場所 別紙のとおり
- 6 契約の方法 単価契約とする。
- 7 見積の条件等
- (1) 見積書の記載事項
- ア あて先
「福島県知事 内堀 雅雄」とすること。
- イ 見積参加者の氏名
商号又は名称、代表者の職・氏名を記入すること。
- ウ 見積書記載金額
品目ごとに、1着（本・個）あたりの単価を税抜きで記入すること。
なお、送料等諸経費は単価に含めること。
- エ 品名、規格等及び予定数量
品目ごとに記載し、規格等は「仕様書のとおり」と記載することを可とする。
- オ 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとすること。
- カ 納入場所 「別紙のとおり」と記載することを可とする。※別紙添付の場合
※金額訂正をした見積書や記載誤り等による見積書の撤回は認めないので、記入内容を十分確認した上で提出すること。
- ※見積書は添付の別紙様式をご使用ください。
- (2) 契約相手方
品目ごとに予定価格の範囲内で最低単価の見積をした者を契約相手方とする。
- 8 その他
- (1) 決定者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付していただきます。
ただし、福島県財務規則第229条第1項各号（別記1）に該当する場合においては、その全部又は一部の納付を免除します。
- (2) 「契約書」を2部提出いただくことが必要です。別途連絡します。
なお、本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができます。電子契約による契約締結を希望する場合は、契約決定後、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、入札用度課宛に電子メールにより提出してください。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とします。）なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照してください。

(電子契約サービスのページ／<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>)

事務担当 福島県出納局入札用度課 永峯（物品契約担当）

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

TEL 024-521-7413 FAX 024-521-7962

メールアドレス：nyuusatsu_youdo@pref.fukushima.lg.jp

見 積 書

品名: 作業服 計13品目

	品 目	規格等	予定 数量	(単位)	見積単価(税抜き)				
					拾	万	千	百	拾
1	作業服 上衣(夏)	別紙「仕様書(エコ夏作業服)」のとおり	1,098	着					
2	作業服 上衣(夏)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	31	着					
3	作業服 下衣(夏)	別紙「仕様書(エコ夏作業服)」のとおり	847	本					
4	作業服 下衣(夏)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	79	本					
5	作業服 女子下衣(夏)	別紙「仕様書(エコ夏作業服)」のとおり	108	本					
6	作業服 女子下衣(夏)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	8	本					
7	作業服 上衣(冬)	別紙「仕様書(エコ冬作業服)」のとおり	1,001	着					
8	作業服 上衣(冬)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	29	着					
9	作業服 下衣(冬)	別紙「仕様書(エコ冬作業服)」のとおり	795	本					
10	作業服 下衣(冬)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	79	本					
11	作業服 女子下衣(冬)	別紙「仕様書(エコ冬作業服)」のとおり	112	本					
12	作業服 女子下衣(冬)	同上 別紙「作業服寸法表」に記載以外のサイズ	7	本					
13	作業帽子	別紙「仕様書(エコ冬作業服)」及び「仕様書(エコ夏作業服)」のとおり ※夏冬共通仕様	568	個					

契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

本庁舎・西庁舎・北庁舎・警察本部庁舎・自治会館内の各所属(総務部、危機管理部、企画調整部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、出納局、議会事務局、教育庁、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局)並びに次の各公所

納入場所

計量検定所、県北地方振興局、県北保健福祉事務所、県北農林事務所、県北建設事務所、県北教育事務所、障がい者総合福祉センター、中央児童相談所、食肉衛生検査所、女性のための相談支援センター、精神保健福祉センター、衛生研究所、県北家畜保健衛生所、教育センター、図書館、美術館、福島高等学校、橘高等学校、福島商業高等学校、福島明成高等学校、福島工業高等学校、福島西高等学校、福島東高等学校、福島南高等学校、視覚支援学校、福島警察署

上記のとおり見積いたします。

令和8年 月 日

住 所

設置主体名

施 設 名

※ 代表者職氏名

印

福島県知事 内堀 雅雄 様

※押印を省略する場合のみ記載

本件責任者 氏名

所属部署名

連絡先(電話番号)

本件事務担当者 氏名

所属部署名

連絡先(電話番号)

福島県財務規則（抜粋）

別記 1（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 隨意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) から (11) まで (略)
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) から (18) まで (略)